

本庁舎の位置

三日月庁舎に決定

平成20年6月定例会が6月12日から27日の日程で開かれた。「小城市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」が上程され、賛成多数で現在の三日月庁舎の位置に決定した。小城市ふるさと応援基金条例、20年度一般会計補正予算1億8,306万円など7議案が提出され、質疑・採決の結果、原案どおり可決した。



▲本庁舎に決定した三日月庁舎

六月定例議会において「議案第四十五号小城市役所の位置を定める条例の一部を改正する」議案が賛成多数により可決し本庁舎の事務所の位置を三日月町長神田二三一二番地二と決定した。この市役所の位置については、平成十九年十二月議会において、江里口市長より「既存の庁舎を利用することから、三日月庁舎を本庁舎の位置とする。」と表明されていた。

- 反対討論**
- 一、本庁舎の位置としては、市民の交通利便性が得られない。
 - 二、市民にもっと財政問題を明らかにすべき。
 - 三、人口重心の観点から民意が反映されない場所である。
 - 四、基本構想で示された場所と違う。懇話会などの結果が反映されていない。納得できない。
- 賛成討論**
- 一、本庁方式に移行することで、他事業の推進を図ることが、小城市の将来にとって重要と考える。
 - 二、小城市全体で見れば位置的、人口的にほぼ中心である。
 - 三、市民の交通利便性については充分確保できると考える。